

令和 7 年 5 月 18 日 執行
坂 出 市 長 選 挙
坂 出 市 議 会 議 員 補 欠 選 挙

指定病院等における
不在者投票事務取扱要領

坂 出 市 選 挙 管 理 委 員 会

凡

例

- 1 法令等の略称は、次の例によります。

法 公職選挙法

令 公職選挙法施行令

- 2 条を示す場合にはアラビア数字（1，2，3…）を、項を示す場合にはアラビア数字を○で囲んだもの（①，②，③…）を、号を示す場合には漢数字（一，二，三…）を、それぞれ用います。

（注）1 この要領では、指定病院及び指定老人ホーム等における一般の不在者投票については、説明していますが、身体に重度の障害がある選挙人のための郵便等による不在者投票については、説明していません。

- 2 船員の場合には、名簿登録地の市町村選管の委員長のほかに、指定港の市町村選管の委員長に対しても、投票用紙等の請求ができますが、この要領では、指定港の市町村選管の委員長に対する請求については、説明していません。

目 次

一	不在者投票制度の意義	1
二	不在者投票における留意事項	1
三	指定病院、指定老人ホーム、指定原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、指定身体障害者支援施設及び指定保護施設における不在者投票	2
1	指定病院及び指定老人ホーム等において不在者投票をすることができる者	2
(1)	選挙人であること	2
(2)	不在者投票事由に該当する者であること	2
2	指定病院及び指定老人ホーム等において不在者投票をすることができる期間及び時間	2
3	投票用紙及び投票用封筒の請求	2
(1)	選挙人が自ら請求する場合	3
(2)	不在者投票管理者が代理請求する場合	3
4	投票用紙及び不在者投票用封筒（並びに不在者投票証明書）の交付	5
(1)	選挙人が自ら請求した場合	5
(2)	不在者投票管理者が代理請求した場合	5
5	不在者投票管理者	6
6	投票における不在者投票管理者の事務	7
(1)	投票記載場所の設備	7
(2)	立会人の選任及び投票の立会い	8
(3)	代理投票の補助者の選任	8
(4)	投票用紙等の点検	8
(5)	不在者投票証明書の点検	8
7	投票の方法	9
(1)	通常の投票の方法	9
(2)	代理投票の方法	9
(3)	代理投票の仮投票の方法	10
8	投票の送致	10

9	そ の 他	11
四	刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院における 不在者投票	12
1	刑事施設等において不在者投票をすることができる者	12
2	投票用紙及び投票用封筒の請求	12
3	不在者投票管理者	13
4	その他	13
五	不在者投票管理者の地位利用による選挙運動の禁止	13
六	不在者投票に要した経費	13
七	注意事項	14
	公職選挙法第 48 条の 2 第 1 項及び第 49 条第 1 項	15
	(様式例等)	
	投票用紙等請求書兼宣誓書	16
	選挙人名簿登録証明書	17
	投票用紙等の請求書	18
	投票用封筒	20
	不在者投票証明書	24
	不在者投票証明書用封筒	25
	代理投票許可申請書	26
	経費の請求書	27
	請求金額の内訳書	28
	委任状	30
	債権者登録(変更)申請書	31

指 定 病 院 等 に お け る
不在者投票事務取扱要領
(坂出市長選挙及び坂出市議会議員補欠選挙)

令和 7 年 5 月 18 日 執行の坂出市長選挙及び坂出市議会議員補欠選挙における指定病院等における不在者投票事務の取扱いについては、この要領により実施するものとする。

一 不在者投票制度の意義

不在者投票制度は、選挙の当日、一定の事由に該当することが見込まれる選挙人又は身体に重度の障がいがあるために投票所に行くことができない選挙人のために、投票日の前でも投票できるように考えられた制度です。

この制度は、一般投票に対する例外的な制度であることから、その投票手続については政令等で詳細に規定されていますので、選挙の公正を期し、投票の秘密を守るために、不在者投票の事務及び管理に当たっては、法令の規定に従った厳正、的確な処理が必要とされています。

二 不在者投票における留意事項

指定病院の院長、指定老人ホームの長等の方で不在者投票管理者（不在者投票管理者については 6 ページの「5 不在者投票管理者」をご覧ください。）となられる方々は、本来の職務のほかに、この仕事をしていただくわけですが、選挙が民主主義の基本をなすものであるということを十分認識のうえご協力をお願いいたします。

不在者投票の具体的な手続については、三以下に記述していますが、特に不在者投票管理者及び不在者投票に従事される方々は、次の点にご留意ください。

- 1 投票日の前に選挙人に投票させる例外的な取扱いですから、特にその取扱いは厳格にし、前もって分担事務の処理について計画を立て、もっともスムーズに事務処理ができるように検討しておいてください。
- 2 勘や過去の経験に頼らず、常にこの取扱要領等を参考にして的確に処理してください。
- 3 事務の管理執行に当たっては、自由、公正、平等をモットーとし、投票の秘密保持を期し、また選挙人に威力を加えるようなことのないように十分に注意してください。
- 4 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、法第 255 条の規定により、それぞれ一般の投票における場合と同様に、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪等の罰則の適用があるの

で、これらの罰条に触れることのないよう注意し、公正に事務処理を行ってください。

- 5 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません（法135②）。

三 指定病院、指定老人ホーム、指定原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、指定身体障害者支援施設及び指定保護施設（以下「指定病院及び指定老人ホーム等」という。）における不在者投票

1 指定病院及び指定老人ホーム等において不在者投票をすることができる者

（1）選挙人であること

選挙人とは、当該選挙に使用されるべき選挙人名簿に登録された者です。

（2）不在者投票事由に該当する者であること

選挙の当日次に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる者でなければなりません。

（ア） 指定病院及び指定老人ホーム等に入院中又は入所中の選挙人で、疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため又は産じょくにあるため歩行が困難であること（選挙人の属する投票区のある市町の区域の内外を問わない。）（法48の2①三）。

（イ） 選挙人が事故のため、その属する投票区の区域外の指定病院に入院中であること（歩行が容易な者も含む。）（昭和51. 3. 13判例）（法48の2①二）。

なお、歩行が困難で、投票区の区域外に入院中又は入所中のものは、法第48条の2第1項に定める不在者投票事由（15ページ参照）第2号、第3号どちらの事由であっても差し支えありません。また指定病院及び指定老人ホーム等に入院中又は入所中の選挙人については、（ア）及び（イ）以外の不在者投票事由（15ページ参照）に該当する場合は非常に例外的な場合に限られます。

2 指定病院及び指定老人ホーム等において不在者投票をすることができる期間及び時間

選挙の期日の告示があった日の翌日（5月12日）から選挙期日の前日（5月17日）までの毎日午前8時30分から午後5時までの間です。

なお、事務処理上、施設での期間内の特定の日時を指定して、不在者投票を実施することは差し支えありませんが、選挙人から指定した日時以外に不在者投票をしたい旨の申し出があった場合には、これを拒否することはできません。

3 投票用紙及び投票用封筒の請求

選挙人が、指定病院及び指定老人ホーム等で不在者投票をするために投票用紙等の交

付を請求するには、(1)選挙人が自ら請求する場合と(2)不在者投票管理者が代理請求する場合の2つの方法があります。

(1) 選挙人が自ら請求する場合

請求に必要な書類

投票用紙等請求書兼宣誓書（16ページ掲載）

○船員の場合は、選挙人名簿登録証明書（17ページ掲載）を添付すること。

(ア) 選挙人は、選挙の期日の告示の日以前から選挙の期日の前日（5月17日）までに、坂出市選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、投票用紙等請求書兼宣誓書（16ページ掲載）により、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができます。

なお、前記の請求書は、便宜上坂出市長選挙と坂出市議会議員補欠選挙の2つの選挙の名称が併記されており、1つの請求書兼宣誓書で2つの選挙の投票用紙及び投票用封筒の請求を併せて行うことができるようになっていいますので、これらの選挙のうち請求していないものについては、その選挙の名称を抹消してください。

（注）この場合（選挙人が自ら請求する場合）は、選挙人は選挙の当日に法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる旨を申し立て、さらにその申し立てが真正であることを宣誓しなければならないこと（令52）並びに指定病院及び指定老人ホーム等において投票を行う旨を併せて申し立てなければならないこと（令50①）とされていますが、前記の投票用紙等請求書兼宣誓書に所要事項を記入して請求すればこれらの申し立てを行うことができます。

なお、点字投票をしようとする場合には、特にその旨を申し立てる（記入しておく等）必要があります（令50③）。

(イ) 入院中の者が船員であるときは、選挙人名簿登録証明書（17ページ掲載）を併せて提示しなければなりません（令50⑥）。ただし、船員であってもこの証明書の交付を受けていない場合は、提示の必要はありません。

(2) 不在者投票管理者が代理請求する場合

請求に必要な書類

請求書（18～19ページ掲載）

○船員の場合は、選挙人名簿登録証明書（17ページ掲載）を添付すること。

（ア）不在者投票管理者である指定病院及び指定老人ホーム等の長は、当該病院及び指定老人ホーム等に入院中又は入所中の選挙人から依頼があった場合においては、自ら又はその代理人によって、これらの選挙人に代わって、坂出市選挙管理委員会の委員長に対して、選挙の期日の告示の日以前から選挙の期日の前日（5月17日）までに、令第50条第4項の規定による請求書（18～19ページ掲載）により、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求することができます（令50④）。なお、代理請求は選挙人の意思を十分確認してから行ってください。

なお、前記の請求書は、便宜上坂出市長選挙と坂出市議会議員補欠選挙の2つの選挙の名称が併記されており、1つの請求書兼宣誓書で2つの選挙の投票用紙及び投票用封筒の請求を併せて行うことができるようになっていますので、これらの選挙のうち請求していないものについては、その選挙の名称を抹消してください。（2つの選挙の請求を依頼する者とどちらか一方のみの選挙を請求しない者との関係上、同一の指定病院及び指定老人ホーム等の不在者投票管理者が同一の市町選挙管理委員会の委員長に対して（同一日付けで）複数の請求書を送付することになっても結構です。）

（注）（1）と同じく、指定病院及び指定老人ホーム等において投票を行う旨を併せて申し立てなければならないこと（令50④）とされておりますが、前記の令第50条第4項の規定による請求書に所要事項を記入して請求すれば、この申し立てを行うことができます。なお、点字投票をしようとする場合には、この請求書の備考欄にその旨を記入してください。

（イ）入院中の者が船員であるときは、選挙人名簿登録証明書（17ページ掲載）を併せて提示しなければなりません（令50⑥）。ただし、船員であってもこの証明書の交付を受けていない場合は、提示の必要はありません。

（ウ）代理請求の際、選挙人から投票用紙及び投票用封筒の代理請求の依頼があったことを証する書面を添える必要はありません。選挙人の依頼は口頭でもよいこととされています。

しかしながら、不在者投票が有効に行われたことの後日の証となるので、文書（記録）を作成するようにしてください。

（エ）代理請求する場合において、（ア）の請求書に記載する事項（選挙人の住所、氏名等）

は、健康保険証などの病院等に保管している公的記録と照合して、通称の氏名を記載したり、住所を書き違えることなどのないよう十分に注意してください。

4 投票用紙及び投票用封筒（並びに不在者投票証明書）の交付

（１）選挙人が自ら請求した場合

坂出市選挙管理委員会の委員長から交付されるもの

坂出市長選挙	坂出市議会議員補欠選挙
○投票用紙 ○投票用封筒（外封筒）（20ページ掲載） ○投票用封筒（内封筒）（22ページ掲載）	○投票用紙 ○投票用封筒（外封筒）（21ページ掲載） ○投票用封筒（内封筒）（23ページ掲載）
○不在者投票証明書（不在者投票証明書用封筒に封印したもの）（24ページ掲載）	

（ア）坂出市選挙管理委員会の委員長は、まず最初に請求者が選挙人名簿に登録されているかどうかを選挙人名簿又はその抄本と対照します。

請求者が船員である場合には、選挙人名簿登録証明書が提示されているか、その証明書に当該選挙について既に不在者投票のための投票用紙の交付を受けた旨の記載はされていないかを確認します。

次に、不在者投票事由を確認の後、直ちに（選挙の期日の告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の告示の日の翌日（郵便等をもって発送するときは、当該告示の日以前において坂出市選挙管理委員会の定める日）以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒（外封筒及び内封筒）（20～23ページ掲載）を選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送します。この場合、不在者投票証明書（24ページ掲載）を作成して、不在者投票証明書用封筒（25ページ掲載）に入れて封をし、同時に交付しなければなりません（令53①②）。

なお、不在者投票証明書は、坂出市長選挙と坂出市議会議員補欠選挙を併せて使用できるように作成されています。

（イ）坂出市選挙管理委員会の委員長は、点字投票の申立てをした選挙人については、点字投票である旨の表示をした投票用紙を交付します（令53③）。

（ウ）坂出市選挙管理委員会の委員長は、船員の請求に際しては、選挙人名簿登録証明書に所要事項を記入して返付しなければなりません（令54①）。

（２）不在者投票管理者が代理請求した場合

坂出市選挙管理委員会の委員長から交付されるもの

坂出市長選挙	坂出市議会議員補欠選挙
○投票用紙 ○投票用封筒(外封筒)(20ページ掲載) ○投票用封筒(内封筒)(22ページ掲載)	○投票用紙 ○投票用封筒(外封筒)(21ページ掲載) ○投票用封筒(内封筒)(23ページ掲載)

(ア) 坂出市選挙管理委員会の委員長は、まず最初に請求者が不在者投票管理者となりうる者であるかを確認するとともに、請求に係る選挙人が選挙人名簿に登録されているかどうかを選挙人名簿又はその抄本と対照します。

請求に係る選挙人が船員である場合には、選挙人名簿登録証明書が提示されているか、その証明書に、当該選挙についてすでに不在者投票のための投票用紙の交付を受けた旨の記載はされていないかを確認します。

次に、不在者投票事由を確認の後、直ちに（選挙の期日の告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の告示の日の翌日（郵便等をもって発送するときは、当該告示の日以前において坂出市選挙管理委員会の定める日）以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒（外封筒及び内封筒）（20～23ページ掲載）を、当該病院及び指定老人ホーム等の不在者投票管理者又はそれらの代理人に交付し、又は郵便等をもって発送します。

代理請求の場合には、不在者投票証明書は交付しません。

(イ) 坂出市選挙管理委員会の委員長は、点字投票の申立てをした選挙人については、点字投票である旨の表示をした投票用紙を交付します（令53③）。

(ウ) 坂出市選挙管理委員会の委員長は、船員の請求に際しては、選挙人名簿登録証明書に所要事項を記入して返付しなければなりません（令54①）。

(エ) 不在者投票管理者又はその代理人は、投票用紙及び投票用封筒を受け取った場合においては、直ちにこれを選挙人に渡さなければならないとされておりますが、投票用紙等の紛失の問題や、投票の際の投票用紙の点検前に、選挙人において投票用紙に候補者の氏名等を書く等（詳しくは、後掲6（4）参照）の問題がおきないように、引渡し後、直ちに投票を行う等の配慮が必要です（令53④）。

5 不在者投票管理者

(1) 指定病院及び指定老人ホーム等に入院中又は入所中の者の不在者投票については、当該指定病院及び指定老人ホーム等の長が不在者投票管理者となります（令55②④二）。

なお、選挙人が自分で投票用紙等を請求した者であるときは、「現に所在し又は居住する地の市区町村選挙管理委員会の委員長」又は「坂出市選挙管理委員会の委員長」も不在者投票管理者となります（令55①③）。

(2) 指定病院及び指定老人ホーム等の長が候補者となった場合又は外国人である場合においては、不在者投票管理者となることができません。(令55⑧)

このような場合又は不在者投票管理者に事故があり、若しくは欠けた場合においては、指定病院及び指定老人ホーム等の長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります(令55⑧⑨)。

※公職選挙法施行令に一部改正があり(令和4年4月6日施行)、病院の不在者投票管理者(院長)の職務代理者に医師等以外の者もなれるようになりました。

6 投票における不在者投票管理者の事務

不在者投票管理者は、後掲7の不在者投票に際して、次のことをしなければなりません。

(1) 投票記載場所の設備

選挙人が投票を記載する場所は、他人がその選挙人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられることのないようにするために、相当の設備を設置しなければなりません(令58④、令32)。

投票記載場所に公職の候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してあるときは、撤去してください(法143①、法145①)。

また、たとえ選挙人の便宜を図るためであっても、投票記載場所に候補者の氏名等を掲示することはできません。(法175②、令125の4)

選挙人から候補者の氏名等が分からない旨申出があった場合は、選挙公報や新聞記事などを投票記載場所以外の場所(例えば、投票記載場所付近の廊下)において確認させてください。その場合、特定の候補者のみを教えることのないように注意してください。

選挙人が自らの備忘録として候補者等の氏名を書いたメモを投票所に持ち込むことも可能ですが、必要以上に大きな紙に書いたものを持ち込むことや、持ち込んだものを使用して選挙運動まがいのことを行うことは、投票の干渉を行う行為や投票所の秩序を乱す行為となり、禁止されます。

なお、指定病院においては、不在者投票は原則として投票記載に必要な設備をした場所ですが、重病人の場合等歩行困難な者の投票については、不在者投票管理者及び立会人が現存する限り、ベッドの上ですることもできるとされています(昭和27.9.25実例)。

(2) 立会人の選任及び投票の立会い

不在者投票管理者は、選挙権を有する者を立会人に選任して、投票に立ち合わせなければなりません（令58③、令56③）。立会人は1人でも差し支えありません。

立会人は、投票用紙等の点検から送致のための受理にいたる全手続に立会いをする者です。

不在者投票管理者は、市町選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせるなどの方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければなりません（法49⑨）。

(3) 代理投票の補助者の選任（令58④、令56④）

代理投票を希望する選挙人がいる場合には、立会人の意見を聴いて、投票に係る事務に従事する者のうちから、当該選挙人の投票を補助すべき者2人を選任する必要があります（後掲7(2)代理投票の方法を参照のこと。）。

不在者投票管理者、立会人、代理投票の補助者は、それぞれ兼ねることができません。

(4) 投票用紙等の点検（令58①）

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙及び投票用封筒を提示させ、所定のものであるかどうか、投票用紙に何も記載されていないかどうかを確認するとともに、その者が選挙人本人であるかどうかを確認します。

指定病院及び指定老人ホーム等の長が投票用紙等を代理請求しているときは、その代理請求をした指定病院及び指定老人ホーム等の長のもと以外では不在者投票はできません。

なお、投票用紙に候補者の氏名等が記載してある場合は、選挙人に投票用紙等を返還し、その投票用紙と引換えに、再交付の請求をさせ、又は代理請求をして、坂出市選挙管理委員会の委員長から新たな投票用紙の交付を受けた後、正規の不在者投票を行わせることとなります。

(5) 不在者投票証明書の点検（令58②）

選挙人が自分で投票用紙等を請求した者であるときは、最初に不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒が開封されていないか点検します。なお、封筒が開封されている場合は、選挙人が誤って開封したかどうかを問わず、投票させることはできません。

次に、その封筒を開き、不在者投票証明書について調べます。

投票をしようとする指定病院及び指定老人ホーム等の施設の名称と現在地とが一致

するかどうかを確認し、現在地と一致しないときは、選挙人にその理由を聴き、正当な理由があるときは、投票させることができることとされています。

7 投票の方法

指定病院及び指定老人ホーム等における不在者投票には、(1)通常の投票(点字投票を含む。)(2)代理投票(3)代理投票の仮投票の3種類があります。これらの投票においては、投票の方法、手続等について共通した面も多いので、まず通常の投票について説明し、代理投票及び代理投票の仮投票については、通常の投票と異なる事項について説明することとします。

(1) 通常の投票の方法

前記4により投票用紙及び投票用封筒(外封筒及び内封筒)(20～23ページ掲載)の交付を受けた選挙人は、選挙の期日の前日(5月17日)までに、その投票用紙及び投票用封筒を不在者投票管理者に提示し、その点検を受け、不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら当該選挙の候補者1人の氏名を記載し、これを投票用封筒(内封筒)に入れて封をし、さらにこれを投票用封筒(外封筒)に入れて封をし、かつ、その封筒(外封筒)の表面に署名して、直ちにこれを当該不在者投票管理者に提出しなければなりません(令58①)。

なお、4の(1)で選挙人自らが投票用紙等の交付の請求をした場合には、不在者投票証明書が発行され、当該指定病院等のほか、「現に所在し又は居住する地の市区町村の選挙管理委員会」又は「坂出市選挙管理委員会」においても不在者投票をすることができることとされています(令55①③)。

この場合、坂出市以外の市区町村において不在者投票ができる時間は、その選挙管理委員会の執務時間内、坂出市においては、午前8時30分から午後8時までの間となります。

(2) 代理投票の方法

(ア)(1)の場合において、不在者投票管理者は、選挙人が心身の故障その他の事由により、自ら当該選挙の候補者の氏名を記載することができない者である場合は、その申請に基づいて、前記6(2)の立会人の意見を聴いて(必ずしも立会人の意見に拘束されない。)、投票に係る事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者(以下「補助者」という。)2人を定め、補助者1人の立会いのもとに、他の補助者1人に、投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する候補者1人の氏名を記載させ、これを投票用封筒(内封筒)に入れて封をさせ、さらに投票

用封筒（外封筒）に入れて封をさせ、かつ、その封筒の表面に当該選挙人の氏名を記用封筒（外封筒）に入れて封をさせ、かつ、その封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させ、直ちにこれを不在者投票管理者へ提出させなければなりません（令58④、令56④）。

（注） 投票用封筒（外封筒）の「（代理記載人）」欄に、代理記載人の氏名を記載するのは、（3）の代理投票の仮投票の場合だけですから、単なる代理投票の場合には、投票用封筒（外封筒）には、代理投票の補助者の氏名を記載しないように注意してください。

（イ） 選挙人から代理投票の申請があった場合においては、不在者投票管理者は事務従事者に代理投票許可申請書（26ページ掲載）を作成させなければなりません。

また、代理投票を行う場合には、選挙人が補助者に口述する候補者の氏名等が、他の選挙人に聞きとられないように、不在者投票管理者においてあらかじめ選挙人に注意をする必要があります。

（3） 代理投票の仮投票の方法（令58④、令56④⑤、令41）

前記（2）の場合において

（ア） 不在者投票管理者は、心身の故障その他の事由であることを理由として代理投票を申請した選挙人がある場合において、その事由がないと認めるときは、立会人の意見を聴き（必ずしも立会人の意見に拘束されない。）、代理投票の拒否を決定することができます。

（イ） 拒否の決定を受けた選挙人がその決定に不服があるときは、不在者投票管理者は、その選挙人に仮に投票をさせなければなりません。

（ウ） 前記（2）の（ア）の場合において、選挙人が代理投票することについて立会人に異議があるときは、その選挙人に仮に投票をさせなければなりません。

（エ） （イ）及び（ウ）の場合（不在者投票の代理投票の仮投票）においては、前記（2）の（ア）の手續によるほか、投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者に、その者の氏名を投票用封筒（外封筒）の「（代理記載人）」欄に記載させて、これを不在者投票管理者へ提出させなければなりません。

8 投票の送致

（1） 不在者投票管理者は、投票を受け取った場合においては、投票用封筒（外封筒）に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、投票に立ち会った者に署名させ、（さらにこれを不在者投票証明書（代理請求の場合を除く。）とともに）他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名して印

を押し、直ちにこれを坂出市選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付しなければなりません（令60①）。

なお、不在者投票を行わなかった者の投票用紙等は、坂出市選挙管理委員会に返還してください。

- (2) 投票用封筒（外封筒）及び送致用封筒の不在者投票管理者の記名は、記名ですからゴム印でも差し支えありません（昭和26. 4. 7 実例）。

しかしながら、投票に立ち会った者（立会人）の署名については、署名ですから立会人自らが自署するものであり、ゴム印やタイプ印刷等によることはできません。

- (3) 不在者投票を行わなかった者の投票用紙等は、坂出市選挙管理委員会に返還してください。

絶対に破棄したり、別の選挙人の不在者投票に使用したりしないでください。過去の事例では、使用しなかった投票用紙をシュレッダーにかける、投票用紙請求時の名簿により名簿対照し適切に投票用紙の交付を行っていなかったことによる誤交付、などの例が報告されています。投票用紙等は確実に交付し、使用しないものは返還するということの徹底をお願いします。

9 そ の 他

- (1) 選挙の期日等は次のとおりです。

坂出市長選挙及び坂出市議会議員補欠選挙

告示日…令和7年5月11日

投票日…令和7年5月18日

- (2) 投票用紙及び封筒は、次のとおりです。

選挙の種類	投票用紙	封筒
坂出市長選挙	用紙の色…白色 インク……黒色	用紙の色…白色 インク……黒色
坂出市議会議員補欠選挙	用紙の色…うぐいす色 （薄い緑色） インク……黒色	用紙の色…うぐいす色 （薄い緑色） インク……黒色

- (3) 投票用紙及び投票用封筒の請求は、坂出市選挙管理委員会に請求してください。また、不在者投票における請求書等の関係諸用紙も同様です。

なお、請求書、証明書中の選挙の名称は、坂出市長選挙と坂出市議会議員補欠選挙の名称を併記しています。

四 刑事施設、労役場、監置場、留置施設（以下「刑事施設等」という）、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院における不在者投票
--

1 刑事施設等、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院において不在者投票をすることができる者

（１）刑事施設等に収容中の者

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に規定する刑事施設等に収容中の者で選挙権のある者は、

- ・ 未決勾留中の刑事被告人及び被疑者
- ・ 拘留の刑を執行されている者
- ・ 国際受刑者移送法に規定する受入受刑者
- ・ 監置に処せられた者
- ・ いわゆる選挙犯罪又は政治資金規正法に定める犯罪以外の犯罪により罰金の刑又は料金の刑に処せられ、これを完納することができないために労役場に留置されている者若しくは監置場に留置されている者

です。

（２）少年院又は少年鑑別所に収容中の者

少年院法の規定により少年院に収容されている選挙人又は少年鑑別所法の規定により少年鑑別所に収容している選挙人です。

（３）婦人補導院に収容中の者

売春防止法の規定により補導処分に付せられて婦人補導院に収容中の選挙人です。

（１）から（３）までに掲げる者が選挙の当日に「収容されている」と見込まれる場合に限られます。したがって、解放される予定の者は除かれます。

2 投票用紙及び投票用封筒の請求

不在者投票管理者である刑事施設の長、労役場若しくは監置場が附置された刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長又は婦人補導院の長は、刑事施設等、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院に収容中の選挙人の依頼があった場合に

においては、自ら又はその代理人によって、前記三の2の(2)の例によって投票用紙等の請求をすることができます。

また、前記三の2の(1)の例によって、選挙人が自ら請求することもできます。

3 不在者投票管理者

刑事施設等に収容されている刑事被告人、被疑者及び拘留の刑に処せられた者等の不在者投票についてはその刑事施設の長、労役場若しくは監置場が附置された刑事施設の長又は留置施設の留置業務管理者が、少年院に収容中の保護処分に付された者の不在者投票についてはその少年院の長が、少年鑑別所に収容中の者の不在者投票についてはその少年鑑別所の長が、婦人補導院に収容中の補導処分に付された者の不在者投票についてはその婦人補導院の長が、それぞれ不在者投票管理者となります。

これらの者に事故があり、又は欠けた場合は、それらの者の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。

4 そ の 他

以上のほかは、前記三の例によってください。

五 不在者投票管理者の地位利用による選挙運動の禁止

不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません（法135②）。

「その者の業務上の地位を利用して」とは、不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力を利用してという意味です。

また、禁止されるのは、「不在者投票に関し」であり、例えば、病院長が一般に不在者投票の対象となる入院患者に対してその診療上の影響力を利用して選挙運動をすることは違反となりますが、当該病院における不在者投票の対象とならない通院患者に対して選挙運動をすることが禁止されるものではありません。

六 不在者投票に要した経費

不在者投票に要した経費は、当該施設において不在者投票をした選挙人1人について1,073円を市が負担します。また、不在者投票管理者が市町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせた場合、不在者投票管理者が当該立会人に支給する報酬及び旅費の額として、1日につき1,282円に立会時間数（1時間未満の時間数があるときは、その時間数は、

1時間とする。)を乗じた額(その額が10,900円を超える場合は、10,900円)を上限として市が経費を負担します。支出に必要な資料として必要ですので、請求書(27ページ掲載)に請求金額の内訳書(28～29ページ掲載)を添付し、5月28日(水)までに坂出市選挙管理委員会(〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号)へ送付してください(※期限は必ず遵守してください。)。

なお、不在者投票を行ったものの数は、坂出市長選挙と坂出市議会議員補欠選挙の両方を行った者も、いずれか一つの投票のみを行ったものも、1人1件と計算し、市町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせるために要した経費を請求する場合は、請求金額の内訳書に不在者投票立会人に支給した報酬等の領収書等の写しを添付してください。

七 注意事項

投票用封筒(20～23ページ掲載)には、投票用紙を折らずにそのままの状態に入れることができますので、投票記載場所にて選挙人が投票する前や投票用紙等を選挙人に交付する際に、その旨周知してください。

また、投票用封筒は、投票用紙を折らずに入れた場合でも外から見えないようになっていますが、封筒に入れる際等、その選挙人の投票の記載内容が他人に見られることのないよう、投票の秘密の厳守について十分な配慮をお願いします。

なお、投票用封筒の外封筒には、投票年月日、投票場所、不在者投票管理者、立会人の記載を、投票者の署名欄と同様、すべて表面に記載できるようになっています。

さらに、不在者投票に要した経費を請求する際には、当該施設において不在者投票を行った選挙人の数(市町別)を記載した請求金額の内訳書(28ページ掲載)及び市町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせた場合は、当該立会人の立会実績を記載した請求金額の内訳書(29ページ掲載)を併せて提出する必要がありますので、必ず添付するようにしてください。

また、坂出市に過去に債権者登録を行ったことがない施設については、債権者登録申請書(31ページ掲載)を併せて送付してください。債権者登録があるかどうか不明な場合は、選挙管理委員会までお問合せください。債権者登録申請書は坂出市のHPからもダウンロードできます。

(<https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/suitou/saikensyatouroku.html>)。

公職選挙法第48条の2第1項及び第49条第1項（関係部分抜粋）

第48条の2第1項（不在者投票事由）

選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、（中略）当該選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、（中略）行わせることができる。

- （１）職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
- （２）用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
- （３）疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。
- （４）交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
- （５）その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
- （６）天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

第49条第1項（不在者投票）

前条第1項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令（公職選挙法施行令）で定めるところにより、（中略）不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

樣 式 例 等

下線部へ記入してください。

投票用紙等請求書兼宣誓書

私は、令和7年5月18日執行の 坂 出 市 長 選 挙 の当日、次のいずれかの事由に該当する見込みです。
坂 出 市 議 会 議 員 補 欠 選 挙

つきましては、公職選挙法第49条の規定による不在者投票をするため投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。なお、投票は _____ の場所において行いたいから、併せて申し立てます。

☐投票は点字によって行いたいから申し立てます。

(点字による投票を希望される場合は ☒ チェックを入れて下さい。)

- ・ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ・ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- ・ 住所移転のため、本市町村以外に居住
- ・ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

ふ り が な _____

氏 名 _____

生 年 月 日 明治・大正 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和・平成 _____

現 住 所 _____

選挙人名簿に記載
されている住所 _____

※ 「選挙人名簿に記載されている住所」は、現住所と異なる場合のみ記載して下さい。

坂 出 市 選挙管理委員会委員長 殿

この請求書は、便宜上坂出市長選挙と坂出市議会議員補欠選挙の2つの選挙の名称を併記し、1つの請求書で2つの選挙の投票用紙等の請求ができるようになっているので、これらの選挙のうち請求しないものについては、その選挙の名称を抹消してください。

送 付 先 (住 所)	郵便番号			
	都道府県 丁目	郡市区 番 番地	町村 号	様方
電話 () -				

(「送付先」は、「現住所」と異なる場合にのみ必ず記載して下さい。)

(表)

選挙人名簿登録証明書

選挙人名簿に記載
されている住所

氏 名

上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和 年 月 日交付

選挙管理委員会委員長

印

備考

- 1 この証明書の有効期限は、交付の日から7年とする。
- 2 船員でなくなった場合等、令第18条第3項に規定する場合に該当するに至ったときは、この証明書を直ちに交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さねばならない。

(裏)

選 挙	選 挙 期 日	令第53条 又は第54条 の規定による 票用紙の交付	令第59条の6、第59条の6の3又は第59条の6 の4の規定による投票送信用紙の交付		不在者投 票用紙の 返還	投票送信 用紙の返 還	通常の 投票
			船長に対 する交付	船員に対 する交付			

請 求 書

別紙の選挙人は、令和7年5月18日執行の 坂 出 市 長 選 挙 の
坂 出 市 議 会 議 員 補 欠 選 挙 の
当日、当 があるため、当 に
において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項（第
51条第2項において準用する第50条第4項）の規定による依頼があ
ったので、別紙の選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票
用紙）及び投票用封筒の交付を請求します。

令和 年 月 日

(〒 -)

住 所

職 氏 名

電話番号 () -

坂出市 選挙管理委員会委員長 殿

備考

- 1 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項の申立ての依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。
- 2 ※印の欄には記載しないこと。
- 3 氏名には、ふりがなをうつこと。
- 4 この請求書は、便宜上坂出市長選挙と坂出市議会議員補欠選挙の2つの選挙の名称を併記し、1つの請求書で2つの選挙の投票用紙等の請求ができるようになっているので、これらの選挙のうち請求しないものについては、その選挙の名称を抹消すること。

別紙
全 枚中 枚目

施設名：

番号	※ 整理 番号	※ 選挙人名簿 登録			ふりがな		生年月日	選挙人名簿に記載されている住所	備考
		区	頁	番号	選挙 氏名	人名			
1							明大昭平 . .		
2							明大昭平 . .		
3							明大昭平 . .		
4							明大昭平 . .		
5							明大昭平 . .		
6							明大昭平 . .		
7							明大昭平 . .		
8							明大昭平 . .		
9							明大昭平 . .		
10							明大昭平 . .		
11							明大昭平 . .		
12							明大昭平 . .		
13							明大昭平 . .		
14							明大昭平 . .		
15							明大昭平 . .		
16							明大昭平 . .		
17							明大昭平 . .		
18							明大昭平 . .		
19							明大昭平 . .		
20							明大昭平 . .		

(投票用封筒)

外封筒（坂出市長選挙） 白色の封筒に黒色のインクで印刷したもの
裏 表

裏	表
	令和7年執行 坂出市長選挙 不在者投票 (外封筒)
	投票者 注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。 ※代理投票の仮投票の場合 坂出市 選挙管理 委員会印 (代理記載人) 投票年月日 令和 年 月 日 投票場所 不在者投票管理者 立会人
	市 第〇〇投票区 〇〇〇-〇〇〇-〇〇 〇〇 〇〇 (氏名) 住 所: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 バーコード

〔参考〕

I 外封筒の記載上の留意事項（本文9ページ以下の「7 投票の方法」参照）

(1) 外封筒の表面への記入

- ➡① 投票者の欄には、選挙人本人が必ず署名すること。ただし、代理投票及び代理投票の仮投票の場合には、代理記載をした補助者が選挙人の氏名を記載すること。
- ➡② (代理記載人) の欄には、代理投票の仮投票の場合にのみ代理記載をした補助者の氏名を記載すること。単なる代理投票の場合には空欄のままとする。
- ➡③ 立会人の欄には、投票に立ち会った者（立会人）に必ず署名させる（記名押印は不可）こと。
- ④ 不在者投票管理者は、投票の年月日及び場所（施設名）を記載し、及び記名すること。

(投票用封筒)

外封筒（坂出市議会議員補欠選挙） うぐいす色（薄い緑色）の封筒に黒色のインクで印刷したもの
裏 表

令和7年執行 坂出市議会議員補欠選挙 不在者投票 (外封筒)	
立会人	投票者
	投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。 ※代理投票の仮投票の場合
不在者投票管理者	坂出市 選挙管理 委員会印 (代理記載人)
	投票年月日 令和 年 月 日
	投票場所
	市 第〇〇投票区 〇〇〇-〇〇〇-〇〇 〇〇 〇〇 (氏名) 住 所: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 バーコード

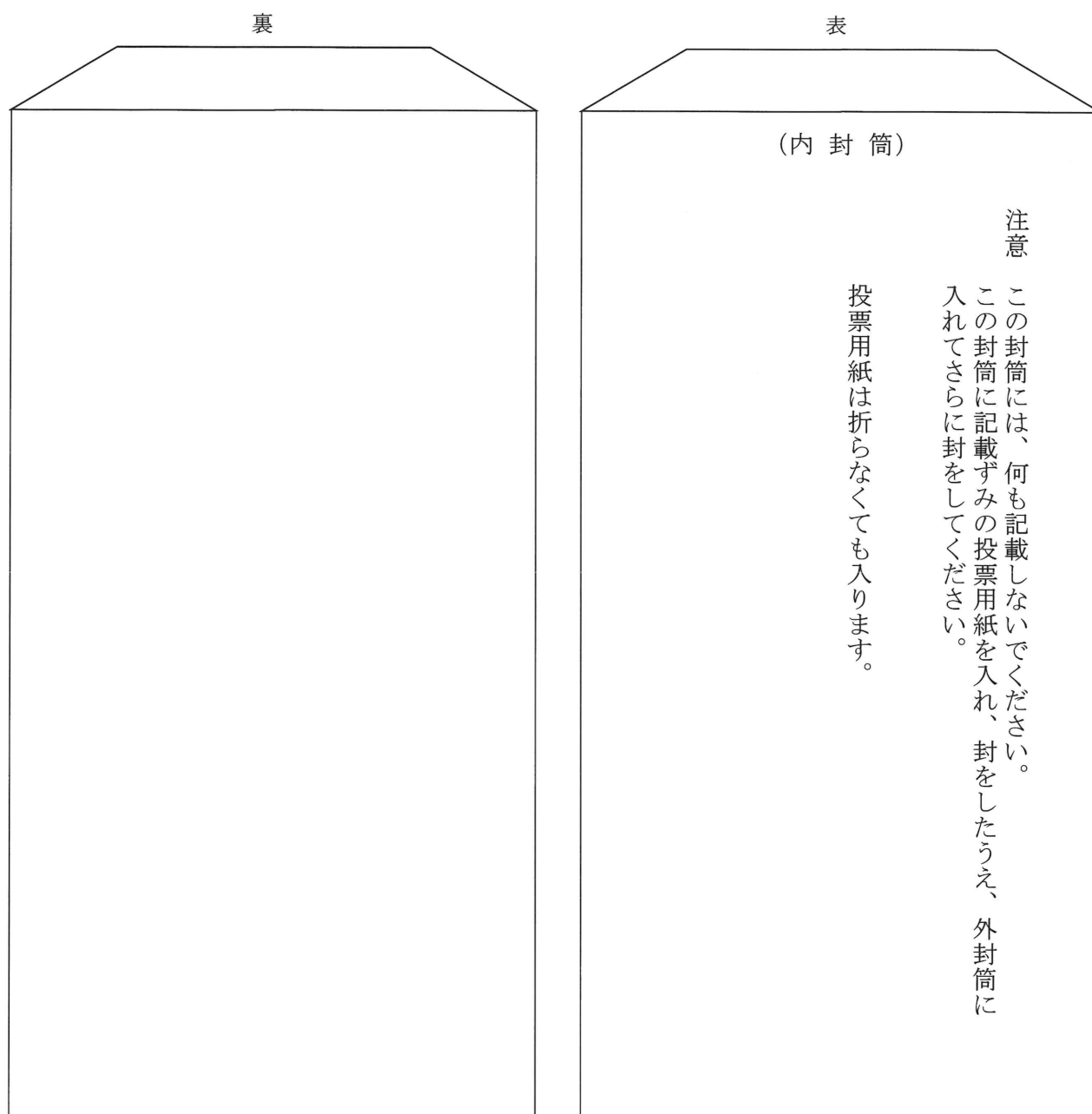
[参考]

I 外封筒の記載上の留意事項（本文9ページ以下の「7 投票の方法」参照）

(1) 外封筒の表面への記入

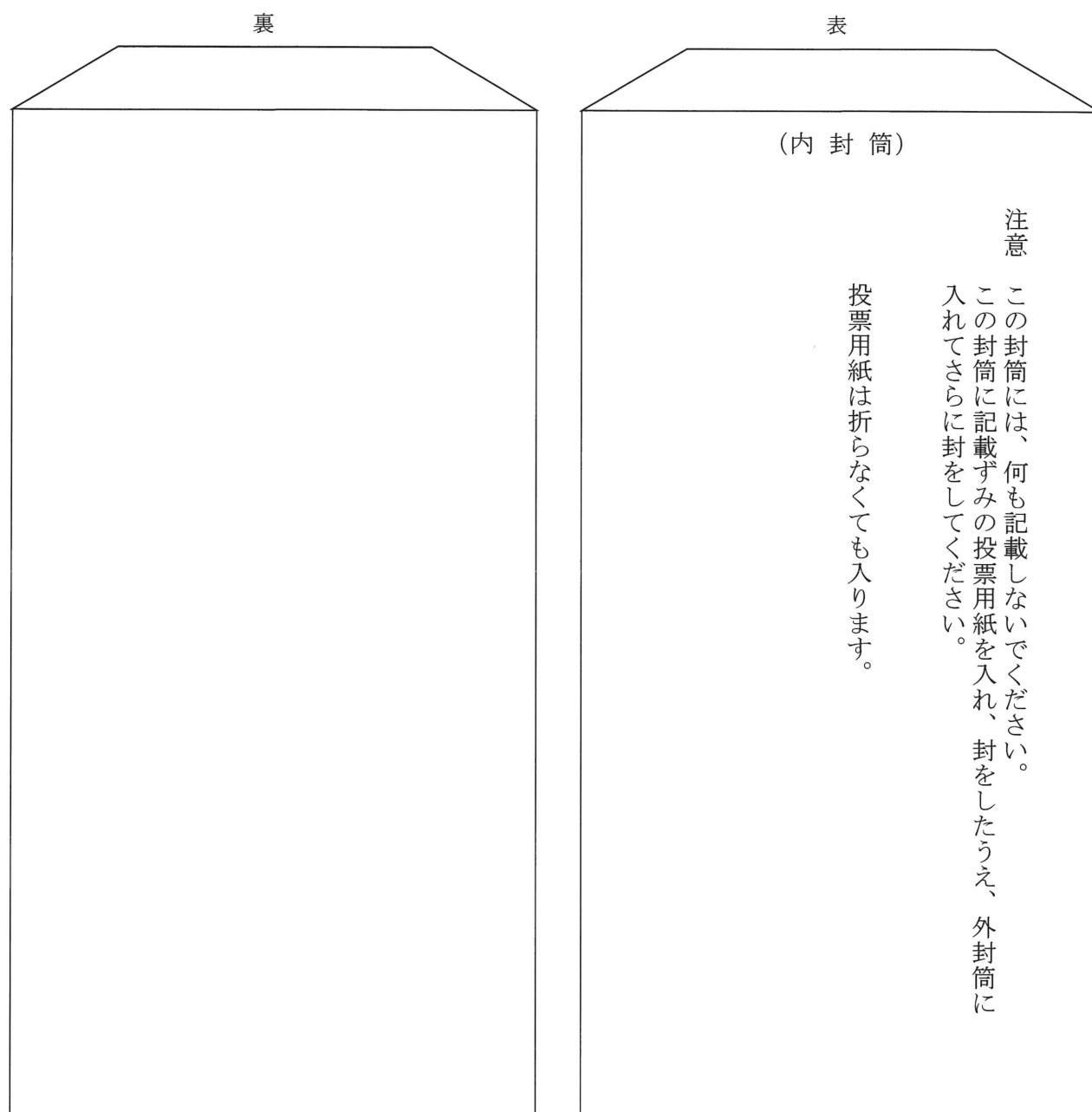
- ① 投票者の欄には、選挙人本人が必ず署名すること。ただし、代理投票及び代理投票の仮投票の場合には、代理記載をした補助者が選挙人の氏名を記載すること。
- ② (代理記載人) の欄には、代理投票の仮投票の場合にのみ代理記載をした補助者の氏名を記載すること。単なる代理投票の場合には空欄のままとする。
- ③ 立会人の欄には、投票に立ち会った者（立会人）に必ず署名させる（記名押印は不可）こと。
- ④ 不在者投票管理者は、投票の年月日及び場所（施設名）を記載し、及び記名すること。

内封筒（坂出市長選挙） 白色の封筒に黒色のインクで印刷したもの



注）坂出市長選挙の内封筒と坂出市議会議員補欠選挙の内封筒は、封筒の色が異なります。

内封筒（坂出市議会議員補欠選挙） うぐいす色（薄い緑色）の封筒に黒色のインクで印刷したもの



注）坂出市長選挙の内封筒と坂出市議会議員補欠選挙の内封筒は、封筒の色が異なります。

不在者投票証明書

選挙人の 氏名	
選挙人の 生年月日	(和暦) 年 月 日生
投票をしよう とする病院、 老人ホームそ の他の施設の 名称	
その他の事項	
選挙	令和7年5月18日執行 坂出市長選挙 坂出市議会議員補欠選挙

上記のとおり証明する。

令和 年 月 日

坂出市選挙管理委員会委員長

印

(不在者投票証明書用封筒)

裏

表

備考 封かん、 押さなければならない。 坂出市選挙管理委員会 委員長 印	選挙人 注意 この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に提出してください。 開封すると不在者投票はできません。 不在者投票証明書在中
--	--

代理投票許可申請書

私は、により、自ら投票用紙に
候補者の氏名を記載することができないので、代理人をもって投票
することを申請します。

令和 年 月 日

不在者投票管理者 殿

選挙人 住所

氏 名

明治
大正
昭和
平成

年 月 日生

{	補助者のうち代理記載者	職名	氏名
	補助者のうち立ち会った者	職名	氏名

(アラビア数字で記載し、頭書に¥の記号を付し、訂正しないでください。)

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

内 訳 (1) 不在者投票に要した経費

(ア) (人) (円) (円)

不在者投票を行った者の数 × 1,073 =

(2) 市町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会
わせるために要した経費 (D) (E)

令和 年 月 日

坂 出 市 長 殿

□□□□ - □□□□

不在者投票管理者 施設の所在地
(債 権 者)

施設名称

職名
(フリガナ)
氏名

印

支払の方法	口座振替払	銀行 (支) 店												
	☒	預金種目	当座 ☐	普通 ☐	口座番号									
		(フリガナ) 口座名義												

おねがい

- 1 不在者投票管理者（債権者）については施設長名を記載のうえ、施設長印を押印してください。
- 2 振替口座は、預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあっては、該当する預金種目の口の箇所に✓印を付してください。
- 3 不在者投票管理者（債権者）と口座名義人とが異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。
- 4 坂出市に債権者登録のない不在者投票管理者（債権者）は、債権者登録申請書を添付してください。

請求金額の内訳書

不在者投票明細書（指定施設用）

		不在者投票を行った 選挙人数	投票用紙等の請求は行 ったが、何らかの理由 で不在者投票は行わな かった選挙人数
市	高 松 市	人	人
	丸 亀 市	人	人
	坂 出 市	(ア) 人	人
	善 通 寺 市	人	人
	観 音 寺 市	人	人
	さ ぬ き 市	人	人
	東かがわ市	人	人
	三 豊 市	人	人
小 豆 郡	土 庄 町	人	人
	小 豆 島 町	人	人
木 田 郡	三 木 町	人	人
香 川 郡	直 島 町	人	人
綾 歌 郡	宇 多 津 町	人	人
	綾 川 町	人	人
仲多度郡	琴 平 町	人	人
	多 度 津 町	人	人
	まんのう町	人	人
県 外		人	人
合 計		(イ) 人	人

注) 坂出市長選挙及び坂出市議会議員補欠選挙の不在者投票と他市町村で行われている選挙の不在者投票を一緒に行った場合は、他市町村の不在者投票を行った選挙人数についてもあわせて ご記入ください。

請求金額の内訳書

市町の選挙管理委員会が選定した者を投票に 立ち合わせるために要した経費 請求明細書 (指 定 施 設 用)

1 不在者投票立会人

立 会 人 氏 名	
立会人を選定した 選挙管理委員会	選挙管理委員会

2 立会実績

立 会 日	令和 年 月 日
立 会 時 間	午 時 分 ～ 午 時 分
立 会 場 所	

3 投票に立ち合わせるために要した経費

上 限 額	1,282 円 × 時間 = 円 (A) ※ 上記が10,900円を超える場合は、10,900円
実際に支給した額	円 (B)
(A)と(B)のうち いずれか少ない額	円 (C)
経費の按分 (D)	※ (C) の額に<u>全体の選挙人数 (イ) に対する坂出市長選挙及び坂出市議会議員補欠選挙にかかる選挙人数 (ア)</u> の割合を乗じて得られた額 (C) (ア) 人 円 × $\frac{\quad}{(イ) \text{ 人}}$ = 円 (今回請求額)

注) 不在者投票立会人に支給した報酬等の領収書等の写しを添付してください。

委 任 状

私は、 _____ を

代理人と定め、令和7年5月18日執行の坂出市長選挙及び坂出市議会議員補欠選挙における不在者投票に要した経費の受領に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

施設の所在地

不在者投票

施設の名称

管 理 者

職 名

(債権者)

氏 名

⑩

申請日 令和 年 月 日
 変更日 令和 年 月 日

債権者登録（変更）申請書

坂出市長 殿

下記のとおり登録を申請します。

また、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出します。

申請区分	・新 規 ・変 更（法人(団体)名・ 個人名 ・代表者職氏名・ 住所・振込口座・ その他）		
法人名 (団体名)	フリガナ		
支店名	フリガナ		
代表者 職氏名 または 個人名	フリガナ	代表者印または個人印	法人（団体）印
支払方法	1 口座振替 2 窓口払 3 納付書払		
住 所	〒 ー		
	電話 () ー	FAX () ー	
振込先	金融機関コード		支店コード
	銀行・信金・信組 農協・漁協・労金		本店・支店・(その他)
	預金種別	普通 当座 その他	口座番号
	口座名義	フリガナ	

公共工事の前金払専用口座を指定する場合

前金払用	金融機関コード		支店コード	
	銀行・信金・信組 農協・漁協・労金		本店・支店・(その他)	
	預金種別	普通 当座 その他	口座番号	
	口座名義	フリガナ		

・法人（団体）名、代表者職氏名または個人名、住所および印鑑については、契約書、請求書等に記載される情報と一致させてください。
 担当課（選挙管理委員会事務局）